

(法第 10 条第 1 項第 5 号)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

生活困窮者には、身体・知的・精神障害者、ひとり親家庭、独居、虐待、DVなど様々な状況がありますが、公的支援や就労、親族支援など、生活困窮の状態が継続しないような生活を確保できる事が理想です。

本会は、身体障害者協議会の会員及び支援者が主体となり活動を始めました。支援の輪は更に広がり、今では障害の有無や、年齢に関わらず食料支援等を行っています。特に行政の手が届かない、制度の隙間に落ち込んでいる人たちへの支援では大きな役割を果たしていると思っています。

生活相談支援センター等を通じて個別食料支援を実施し、NPOが実施する学習支援に参加する児童にも食料を支援。児童養護施設や、母子寡婦福祉協議会を通じたひとり親家庭等支援も実施しています。更に、子ども食堂と連携しフードバンクの寄付食材を提供しています。

フードバンクは食品ロスを生活困窮者等の支援に繋ぐしくみですが、地方であり、大きな企業が少なく、地元だけでは支援や提供食材も集まりにくい現状もあります。連携することで効率良く寄付食材等の活用を図ることができるのではないかと考えております。

このような思いから、地域住民の理解と関係機関との連携を強化していくために法人化を検討し、特定非営利活動法人を設立することにしました。

2 申請に至るまでの経過

平成30年 6 月	任意団体の財部町身体障害者協議会でフードバンク活動を始める。
令和 2 年 4 月	特定非営利活動法人格取得のための検討を始める
令和 6 年12月	発起人会の開催
令和 7 年 1 月	設立総会の開催

令和 7 年 1 月13日

特定非営利活動法人フードバンクそお

設立代表者 住所 曾於市財部町下財部6820番地
氏名 安楽 稔